

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	内国民待遇	一
3	最恵国待遇	一
4	一般的待遇	一
5	裁判所の裁判を受ける権利	二
6	特定措置の履行要求の禁止	二
7	留保及び例外	二
8	透明性	二
9	腐敗行為の防止に関する措置	二
10	投資家の入国、滞在及び居住	三
11	収用	三
12	損失又は損害についての補償	三
13	代位	三
14	資金の移転	三
15	両締約国間の紛争の解決	三

16	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三
17	一般的例外及び安全保障のための例外	四
18	一時的なセーフガード措置	四
19	信用秩序の維持のための措置	四
20	知的財産権	四
21	租税	四
22	合同委員会	五
23	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	五
24	利益の否認	五
25	見出し	五
26	効力発生	五
27	有効期間及び終了	五
28	改正	六
三	附属書	六
四	協定の実施のための国内措置	六

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十一年（二千九年）八月に日本国とクウェート国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、平成二十二年（二千十年）四月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十四年（二千十二年）三月二十二日に東京において、我が方山根外務副大臣と先方ジャラーラ外務次官との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「区域」等について定義している（第一条）。

2 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について規定している（第二条）。

3 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第三条）。

4 一般的待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えとともに、恣意的な措置により投資家の投資財産の運営等を妨げてはならず、当該投資財産に關して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨規定している（第四条）。

5 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨規定している（第五条）。

6 特定措置の履行要求の禁止

いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない旨規定している（第六条）。

7 留保及び例外

附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課されること、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されないこと、一方の締約国が附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載された分野等に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、そのような改正若しくは修正又は措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること等について規定している（第七条）。

8 透明性

各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について規定している（第八条）。

9 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第九条）。

10 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十条）。

11 収用

いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十一条）

12 損失又は損害についての補償

一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える旨規定している（第十二条）。

13 代位

一方の締約国又はその指定する機関による権利又は請求権の代位について規定している（第十三条）。

14 資金の移転

一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について規定している（第十四条）。

15 両締約国間の紛争の解決

一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁裁判所に付託すること等について規定している（第十五条）。

16 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民

との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第十六条）。

17 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公の秩序の維持、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等について規定している（第十七条）。

18 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、第二条（内国民待遇）の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができると等について規定している（第十八条）。

19 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービス分野に関連する措置をとることを妨げられないこと等について規定している（第十九条）。

20 知的財産権

両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える旨規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない旨並びにいずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない旨規定している。（第二十条）

21 租税

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定

と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先する旨規定している（第二十一条）。

22 合同委員会

両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置すること等について規定している（第二十二条）。

23 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について規定している（第二十三条）。

24 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができ旨規定している（第二十四条）。

25 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規定している（第二十五条）。

26 効力発生

両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を相互に通告し、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している（第二十六条）。

27 有効期間及び終了

この協定は、効力発生の後三十年の期間効力を有すること等を規定している。また、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に二十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。さらに、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用すること等について規定している。（第二十七条）

この協定の改正について規定している（第二十八条）。

三 附属書

第七条の規定に従い、第二条（内国民待遇）、第三条（最恵国待遇）及び第六条（特定措置の履行要求の禁止）により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ）。その概要は、次のとおりである。

1 我が国による留保

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業及び上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、三の将来の措置（公的企業等の持分等の移転等、指定された企業等のみに認められている特定の活動及び補助金）に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項及び社会事業サービス等の分野において、七の将来の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅱ）。

2 クウェート国による留保

石油・ガス業、製造業、情報の制作及び流通に関する事項、土地の取得及び所有に関する事項並びに不動産業の分野において、五の将来の措置に関する留保を行っている（附属書Ⅱ）。

四 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。